

令和元年度

高等学校・高等専門学校 奨学生《在学》募集のご案内

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

フリーダイヤル 0120-521286

TEL 03-3556-0773

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1

FAX 03-3556-0775

受付時間：9：00～17：30（土日祝日、本会休業日を除く）

ホームページアドレス <https://www.kotsuiji.com>

本会では、保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の生徒に奨学金を貸与して進学援助を行い、将来、社会有用な人材を育成することを目的とした事業を行っています。

応募資格者

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含まれます。

- (1) 令和元年度に高等学校または高等専門学校に在学している生徒
- (2) 学力の基準はありません
- (3) 保護者の収入基準（家族数で異なりますが、3人世帯の目安です）
 - ・給与所得者 780万円（源泉徴収票の支払金額）以下
 - ・給与所得者以外 360万円（所得証明書の所得金額）以下
 - ・遺族年金や障害年金は考慮しません
- (4) 著しい後遺障害の程度
 - ・自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級 または、
 - ・身体障害者福祉法（身体障害者手帳）の第1級から第4級
- (5) 一人の奨学生への貸与期間・貸与総額の上限は9年間・812万円
- (6) 高校奨学生としての総貸与期間は全日制で3年間（高等専門学校は5年間）です。転学や再入学などの場合は、従来の高校での貸与期間の分が短縮されます。
- (7) 補償金等の受取額は選考基準に関係ありません
- (8) 他の奨学金との併用可

出願期間と採用の決定

- (1) 出願書類受付期間
令和元年5月1日～令和2年1月31日（期限必着厳守）
- (2) 奨学生採用の決定と通知
願書等の内容を審査し、採用が決定したら、在学学校を通じて出願者に文書で通知します。

申し込み希望者は、12/29(金)までに、
宇都宮まで、申し出て下さい。